

# 従業員のために そろそろ 「がん」について真剣に 考えてみませんか？

生涯のうち2人に1人はがんにかかると言われています。

どこの職場にも、がんにかかる従業員がいて

当たり前になってきます。

職場を支える大切な人材を失わないために…



## 事業主・人事担当者が知っておくべき「がん知識」

## 従業員をがんから守るためにできること

まずは、従業員ががんにならないために、また、もしがんになっても早期発見・早期治療につながるためにできることをはじめましょう。

### がんは身近な病気です

神奈川県では、年間約59,000人が新たにがんにかかり、その3割は20～64歳の働く世代です。



だからこそ

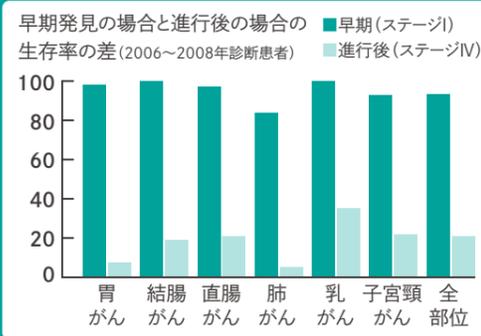
### がんの予防法を伝えましょう

5つの健康習慣を実践することで、がんになるリスクが、男性で43%、女性で37%低くなります。ウイルスや細菌の感染予防で予防できるがんもあります。



### 治るがんが増えています

がん医療は年々進歩しており、神奈川県のがんの5年相対生存率は6割以上になりました。がん検診などで、早期発見できれば、9割以上は治すことができます。



そのためには

### がんの早期発見、早期治療のため、がん検診をすすめましょう

がんを早期発見するためには、「自分は健康だ」と思っているうちに、がん検診を受診する必要があります。産業保健スタッフと協力しながら、がん検診の受診をすすめるとともに、その後の精密検査の受診まで厳しくチェックしましょう。

胃がん 50歳以上 2年に1回	大腸がん 40歳以上 年に1回	肺がん 40歳以上 年に1回
子宮頸がん 20歳以上 2年に1回	乳がん 40歳以上 2年に1回	

### がん治療と仕事の両立が可能になってきています

がん医療の進歩により、入院期間は短縮し、通院治療が増えているため、仕事と治療の両立が可能になってきています。

いますぐに

### がんに対する理解を広めましょう

たとえば、職場研修の中で、産業医企画のセミナーで、定期健康診断の待ち時間に、社内広報誌や社内メール配信で、がんに関する正しい情報を伝える機会を多く作りましょう。神奈川県がん・疾病対策課や神奈川産業保健総合支援センターでは講師の紹介や資料の提供などのお手伝いができます。ぜひ、お気軽にご相談ください。

## 知っておくべきポイント

- ① どの事業所にも、がんにかかる従業員がいて当たり前になっていること
- ② がん治療と仕事は両立できる場合が多くなっていること

従業員一人一人が、がんについて、正しい知識を持ってがんを身近に受け止め、がんに向き合える職場にしましょう。



## 従業員ががんになったとき

### 1 従業員から「がん」だと言われたときの対応

それぞれの立場で、次のように声をかけるようにしましょう。

#### 上司からは

「仕事のことは気にしないで、安心して治療に専念してください。」  
「仕事を続けられるように、これから一緒に相談していきましょう。」  
「休んでいる間も、定期的に様子を聞きたいので、連絡先を教えてください。できればご家族の連絡先も。」



#### 人事担当者からは

「がんになったことで、昇給昇格に影響はありません。」  
「今後、治療スケジュールなどいろいろお聞きすることもあるかと思いますが、人事以外の部署に情報は伝わりませんので、安心してください。」  
「就業規則のほかに、治療中や復帰後の休暇制度をまとめたもの、傷病手当金や高額療養制度についての資料をお渡しします。わからないときは、いつでも聞いてください。」



#### 産業保健スタッフからは

「これからは、定期的に面談させてください。」  
「治療のことで、精神的な悩みでも、職場で困っていることでも、何でも相談してください。」  
「主治医とも連絡を取っていきたいので、ぜひ協力してください。」



#### 同僚からは

「仕事のことは、みんなでフォローするから、安心して治療してくださいね。」  
「困ったことは、遠慮なく教えてください。」  
「お互いさまなんだから、迷惑をかけてるなんて思わないで。」



## 2 治療しながら仕事ができる制度づくり

がんと言っても、がんの種類や症状によって、治療も経過もさまざまです。従業員の状況に応じて、柔軟に対応できる仕組みを考えましょう。

がん患者の状況		
入院治療(手術等)	<ul style="list-style-type: none"><li>●平均在院日数は15.7日(治療内容により数日~数カ月)。</li><li>●退院後も体力回復のため休む必要がある場合が多い。</li></ul>	
外来治療	薬物療法	<ul style="list-style-type: none"><li>●のみ薬の場合は1~2カ月に1度受診。</li><li>●注射・点滴の場合は、1~4週間の一連の治療(投与と休養)を1クールとして、数回繰り返して行う。1回の投与は数時間程度だが、投与後、副作用が強く休暇が必要な場合もある。</li></ul>
	放射線治療	<ul style="list-style-type: none"><li>●多くの場合、1週間に5日の治療を4~7週間にわたって行う。</li><li>●1回の治療に要する時間は10~20分程度。</li></ul>
経過観察	<ul style="list-style-type: none"><li>●治療後、再発・転移の有無や体調を確認するため、定期的(3カ月~1年ごと)に通院し、検査・診察を行う。</li><li>●経過観察期間は、がんの種類等により5~10年。</li></ul>	

#### 休暇制度

【従業員の希望】治療のための休暇制度があるといいのですが…

【こんなときのために】●私傷病休暇制度

【従業員の希望】通院治療は、短時間で終わることもありますが…

【こんなときのために】●半日単位、時間単位の有給休暇

#### 勤務形態

【従業員の希望】体調が悪い日には、遅めの出勤ができるとか、自宅で仕事ができるといいのですが…

【こんなときのために】●短時間勤務制度 ●在宅勤務制度

【従業員の希望】しばらくは体調を崩しやすいので、軽い業務に変更してもらった方が、迷惑がかからないかも…

【こんなときのために】●一時的な配置転換 ●担当業務変更 ●人事異動

#### 通勤の配慮

【従業員の希望】通院治療中は、突然気分が悪くなったりするので、朝の電車のラッシュは不安です。

【こんなときには】●時差出勤 ●自動車通勤

### 3 復職後のちょっとした配慮

復職の前には、従業員を通じて、主治医からの意見書をもらい、産業医または産業保健スタッフとも相談しながら、復職のタイミングや、対応を考えましょう。

※主治医とのやり取りなどは、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(厚生労働省)」が参考になります。

復職後も、治療の影響・副作用によって、状況は、人それぞれです。

がん患者の状況	
治療の影響・副作用	<b>【各がん共通】</b> ●倦怠感、集中力の低下、吐き気、疲れやすい、感染しやすい ●重いものを持たない、力を入れにくい
	<b>【代表的ながんの術後の影響・副作用】</b> 胃がん：食後のふらつき・めまい・意識障害 大腸がん：便回数の増加、人工肛門の手入れ 子宮がん：尿意・便意を感じにくい 乳がん：手を挙げにくい、むくみ、しびれ

その時の状況に応じて、ちょっとした配慮をすることで、働きやすくなる場合があります。たとえば・・・

#### 胃がんの場合

胃の部分切除をしたため、間食をとる必要があります。

▶ **バックヤードに椅子を置いて、間食がとれる休憩スペースを作りましょう。**

#### 大腸がんの場合

トイレに行く間隔が短くなったのですが、何回も席を立つのは気が引けます。

▶ **トイレに行きやすい席に替えてみましょう。**

#### 乳がんの場合

手を挙げるのがつらいので、高い場所にある書類が取りにくいです。

▶ **よく使う書類は、下の段に移しましょう。**

**POINT**  
\* 復職前には、主治医の意見を確認しましょう。  
\* 復職後は、定期的に従業員の状況を聞いて、対応を考えましょう。



### 4 がん治療と仕事の両立支援に関する取組み

#### 法律では

2016年12月に「がん対策基本法」が改正され、事業主の責務として、がんにかかった従業員が働き続けられるよう配慮に努めることが明記されました。

※がん対策基本法(事業主の責務)

第8条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が構ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

#### 働き方改革実行計画では

「病気の治療と仕事の両立」が盛り込まれています。



#### 神奈川県では

裏面の「かながわのがん対策」のHPでご確認ください

- 事業主・人事担当者向けに就労支援に役立つ**企業研修を実施**しています。ぜひご参加ください。
- 企業の希望に応じて、企業が実施する従業員対象の研修会などの場に県の職員が出向き、**就労支援についての説明**を行っています。ぜひご依頼ください。

【事業主、人事労務担当者のための相談窓口】

#### 神奈川県産業保健総合支援センターでは

裏面の「神奈川県産業保健総合支援センター」のHPもご確認ください

事業主や人事労務担当者からの依頼により、両立支援促進員(社会保険労務士、ソーシャルワーカー、保健師等の専門家)が、両立支援に関する相談、事業所を訪問しての具体的な助言、事業所と従業員間の調整支援などに無料で対応しています。

ぜひご相談ください ▶ ☎045-410-1160

【がん患者とその家族のための相談窓口】

#### がん相談支援センターでは

がん診療連携拠点病院や県がん診療連携指定病院\*のがん相談支援センターでは、がん患者やそのご家族を対象に、就労に関する相談を無料で受けています。社会保険労務士による無料の就労相談を受けることもできます。

※裏面の「かながわのがん対策」に一覧を掲載しています。

## 役立つ情報を手に入れるには

### ● かながわのがん対策（神奈川県がん・疾病対策課）

かながわのがん対策

検索

神奈川県内のがん医療、がん検診などの情報を掲載しています。

### ● 神奈川産業保健総合支援センター

☎045-410-1160

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/index.html>

治療と職業生活の両立支援に関する各種支援を無料で提供しています。



### ● がん情報サービス（国立がん研究センターがん対策情報センター）

<http://ganjoho.jp/>

がんの治療方法、予防、検診などについて、信頼できる最新の正しい情報を掲載しています。

### ● 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン （厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113365.html>

事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。

### ● がんと就労 [各種支援ツール]

（平成25年度厚生労働省がん臨床研究事業）

<http://second.cancer-work.jp/tool/index.html>

がん患者・職場関係者・医療従事者向けに開発した就業支援ツールを紹介しています。

保健福祉局 がん・疾病対策課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話 045-210-5015(直通)

神奈川県

平成30年3月発行